

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県人事委員会規則	
◎高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則	1
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	1

人事委員会規則

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成30年3月30日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第4号
高知県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

高知県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和37年高知県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。
 第3条第16号中「勤務時間」を「服務、勤務時間」に改める。
 第4条第12号を削り、同条第13号を同条第12号とする。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成30年3月30日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第5号**  
**職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。  
 第13条第1項の表15の項中「1年6月」を「2年」に、「60

分」を「60分（生後1年6月に達した生児を育てる職員にあっては、1回につき30分ずつ）」に改める。

**附則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第6号
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。
 第12条第1項の表15の項中「1年6月」を「2年」に、「60分」を「60分（生後1年6月に達した生児を育てる職員にあっては、1回につき30分ずつ）」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

~~~~~

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第7号**  
**警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。  
 第12条第1項の表15の項中「1年6月」を「2年」に、「60分」を「60分（生後1年6月に達した生児を育てる職員にあっては、1回につき30分ずつ）」に改める。

**附則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。